

## 特別条件のご説明

## 1. 特別条件とは

生命保険では、ご加入者の年齢、性別のほか、ご加入者間の公平性を保つために「保険事故の発生率」(以下「発生率」といいます。)に応じて保険料率を設定しております。

発生率に影響を与える様々な要素をご加入者お一人お一人について確認させていただき、その内容に応じて特別条件を付加させていただいたり、残念ながらお引受けをお断りさせていただいたりすることでご加入者間の公平を保っております。

発生率に影響を与える要素の主なものとしては、被保険者の健康状態がありますが、この場合の健康状態とはご加入者と同様の健康状態にある方を集団とした場合の発生率を根拠としています。

そのため、一般的な臨床医学における「健康」「不健康」という健康状態とは意味合いが異なることから、結果として弊社のお引受条件が一般的な「健康」の基準とは必ずしも一致しない場合があることをご了承賜りますようお願い申し上げます。

## 2. 特別条件の具体的な内容について

特別条件には次のような種類がありそれぞれ単独で、あるいは二つ以上を同時に適用させていただくことがあります。

### ＜1＞特別保険料領収法とは

普通保険料に加えて、特別保険料をご契約の払込期間の全期間お払込みいただく方法です。

## ＜2＞保険金削減支払法とは

所定の削減期間内に死亡しましたは普通保険約款に定める高度障害状態となった場合、保険金または年金の支払事由が生じた保険年度に応じて、保険金額または年金月額に所定の割合を乗じて計算した金額をお支払いする方法です。ただし、原因が災害または所定の感染症によるときは、保険金または年金の削減はしません。

### ＜3＞特定高度障害不担保法とは

眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)に生じた疾患(ただし、感染症を除きます。)を原因として、普通保険約款に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当する場合には、高度障害保険金(高度障害状態に該当したことにより支払われる保険金、年金または給付金等)をお支払いしない方法です。

また、無解約返戻金型就労不能保障特約、七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合、以下に該当するときは高度障害年金または就労不能年金をお支払いせず、保険料のお払込みを免除しません。

- ・普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったとき」
  - ・特約に定める就労不能状態のうち「両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態」に該当するとき
  - ・特約に定める障害等級1級または2級の第1号の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき

### 3. 契約内容変更等の制限について

特別条件が適用されている場合、契約内容変更等の取扱いに制限がございます。また、制限を受ける内容はご契約内容によって異なりますのであらかじめご了承賜りますようお願い申し上げます。

### 【制限を受ける契約内容変更の例】

- ◎保険期間または保険料払込期間の変更 ◎原保険契約への復旧 ◎保険金額の増額
  - ◎特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の払済保険または払済終身保険への変更
  - ◎特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の延長保険への変更
  - ◎特別保険料払込期間中または保険金削減期間中の変換
  - ◎特別保険料領収法が適用された契約または保険金削減支払法の保険金削減期間中の自動更新

#### 4. 現在のご契約の解約等を前提としたお申込みの場合の注意点

このたびのお申込みに保険金削減支払法または特定高度障害不担保法が適用されることにより、現在のご契約ではお支払いの対象となっている保険金等をお支払いできない場合があります。

## 「特別条件付保険特約条項承諾書」ご記入例

- 訂正される場合は、二重線で取り消し、正しい内容をご記入ください。また、取消線のそばに、フルネームでご署名のうえ、署名を○で囲ってください(訂正例をご参照ください)。訂正印による訂正も可能です。  
法人契約の場合、保険契約者が訂正する箇所については、取消線に重ねて法人契約者印による訂正印を押印してください。

## 訂正例

訂正する場合、保険契約者と被保険者による訂正が必要です。ご契約者様と被保険者様が同一の場合、被保険者様の訂正是不要です。

保険契約者様が自署してください。法人契約の場合、押印も必要です。

被保険者様が自署してください。  
ご契約者様と被保険者様が同一の場合、ご記入不要です。

<h1 style="text-align: center;">特別条件付保険特約条項承諾書</h1> <p>SOMPOひまわり生命保険株式会社 穴</p> <p>先に申込みの生命保険契約について、保険約款記載の特別条件付保険特約条項<sup>*1</sup>の取扱いを承知のうえ、下記の条件の付加および申込内容の変更を承諾します。</p>																
承諾日	令和5年3月1日			申込番号	X	X	X	-	X	X	X	X	X	X	X	X
保険契約者	<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(自署)</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin: 0 10px;">(ひまわり 太郎)</span> <span>法人契約者印</span> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(自署)</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin: 0 10px;">(ひまわり 太郎)</span> <span>親権者または後見人</span> </div>			<div style="display: flex; align-items: center;"> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(自署)</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin: 0 10px;">(ひまわり 太郎)</span> <span>親権者または後見人</span> </div>												
被保険者	<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(自署)</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin: 0 10px;">(ひまわり 太郎)</span> <span>親権者または後見人</span>			<span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px;">(自署)</span> <span style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px; margin: 0 10px;">(ひまわり 太郎)</span> <span>親権者または後見人</span>												

\*1 特別条件付保険特約条項の詳細は「ご契約のしおり・約款」の「特別条件付保険特約」をご確認ください。  
\*2 保険契約者と同一人の場合は、自署不要です。

\*2 保険契約者と同一人の場合は、自署不要です。

## 特別条件付保険特約条項承諾書

SOMPOひまわり生命保険株式会社 宛

先に申込みの生命保険契約について、保険約款記載の特別条件付保険特約条項<sup>\*1</sup>の取扱いを承知のうえ、下記の条件の付加および申込内容の変更を承諾します。

ご契約者様は、控えとして  
本紙コピーを必ずお受け取りください

承諾日	令和 年 月 日	申込番号	一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
保険契約者	〈自署〉 様	法人契約者印 ○	親権者 または 後見人	〈自署〉 様								
被保険者 <sup>*2</sup>	〈自署〉 様	親権者 または 後見人	〈自署〉 様									

\*1 特別条件付保険特約条項の詳細は「ご契約のしおり・約款」の「特別条件付保険特約」をご確認ください。

\*2 保険契約者と同一人の場合は、自署不要です。

特別条件等(注)	特別条件の詳細、申込内容変更等						
特別保険料領収法 <sup>*3</sup>	対象となる主契約・特約	特別保険料					
	主 契 約	円					
	定期保険特約	円					
	養老保険特約	円					
保険金削減支払法 <sup>*3</sup>	削減期間	年					
	支払事由が生じた保険年度に応じて、保険金額・年金月額につきの表の割合を乗じて計算した金額をお支払いします。						
	削減期間	保険年度	第1年度	第2年度	第3年度	第4年度	第5年度
	1年	50%	100%	100%	100%	100%	100%
	2年	30%	60%	100%	100%	100%	100%
	3年	25%	50%	75%	100%	100%	100%
4年	20%	40%	60%	80%	100%	100%	
5年	15%	30%	45%	60%	80%	80%	
特定高度障害不担保法 <sup>*4</sup>	被保険者(こども保険の場合は保険契約者)	適用します					
申込内容変更 (該当項目に☑を記入ください。)	下記のとおり保険金額・年金月額を減額します。						
	<input type="checkbox"/> 主契約保険金額・年金月額を	億	千	百	十	円に減額します。	
	<input type="checkbox"/> ( ) 特約保険金額・年金月額を	億	千	百	十	円に減額します。	
	下記特約・特則を取り消します。						
<input type="checkbox"/> 健康体料率特約 <input type="checkbox"/> 健康ステージを適用する場合の特則 <input type="checkbox"/> 無解約返戻金型就労不能保障特約 <input type="checkbox"/> 無解約返戻金型メンタル疾患保障付七大疾病保障特約 <input type="checkbox"/> 定期保険特約 <input type="checkbox"/> 養老保険特約 <input type="checkbox"/> 災害死亡特約 <input type="checkbox"/> 七大疾病・就労不能保険料免除特約 <input type="checkbox"/> 特定疾病診断保険料免除特約 <input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )							
その他							
<input type="checkbox"/> ( )							
変更後合計保険料 (合計保険料の変更が生じる場合、必ずご記入ください。)	合計保険料を	億	千	百	十	円に変更します。	

(注) 健康体料率特約または健康ステージを適用する場合の特則を付加してお申し込みいただいている場合、お取り消しが必要となります。

\*3 特別保険料領収法が適用された契約または保険金削減支払法の保険金削減期間中の契約は、自動更新の取扱いができません。

\*4 特定高度障害不担保法適用の場合、眼球および眼球付属器(眼瞼、結膜、涙器、眼筋および眼窩内組織を含みます。)に生じた疾病(ただし、感染症を除きます。)を原因として、普通保険約款に定める高度障害状態のうち、「両眼の視力を全く永久に失ったとき」に該当する場合には、高度障害保険金(高度障害状態に該当したことにより支払われる保険金・年金または給付金等)はお支払いしません。また、無解約返戻金型就労不能保障特約・七大疾病・就労不能保険料免除特約を付加した場合、以下に該当するときには高度障害年金または就労不能年金をお支払いせず、保険料のお払込みを免除しません。

・普通保険約款に定める高度障害状態のうち「両眼の視力を全く永久に失ったとき」

・特約に定める就労不能状態のうち「両眼の視力または視野に著しい障害を残す状態」

・特約に定める障害等級1級または2級の第1号の状態に該当していると認定され、その認定された障害基礎年金の受給権が生じたとき

営業店受付日	本社担当者

この書類は、ご契約内容に関する重要な書類です。  
保険契約成立時には、後日送付される保険証券と共に大切に保管ください。